

令和7年11月27日

外務大臣様
防衛大臣様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
国際課

米軍機による低空飛行訓練の中止等について（要請）

本県では、1994年以降、県北地域を中心として米軍機とみられる低空飛行訓練が激しさを増しており、地域住民は、日々、爆音や事故等の不安に悩まされています。

特に、2018年3月の米空母艦載機等の岩国基地への移駐完了後、低空飛行訓練などによる騒音被害や事故発生危険性の増大、さらには、駐留隊員による事件・事故の発生など、本県への影響が増加しています。

具体的には、県内での航空機騒音（70dB以上）は、基地周辺だけでなく、訓練空域等においても増大しており、今年度上半期は、移駐完了前と比べて2.4倍と大幅に増加しました。

低空飛行の目撃情報については、今年度上半期において、目撃実日数132日、目撃件数1,024件で、目撃実日数については上半期としては過去最高の日数となっています。また、夜間や早朝の目撃件数は95件あり、県民の生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした現状を改善していくため、基地から離れた訓練空域を有しているという本県の状況を十分ご理解いただいた上、速やかに、次の項目についての適切な措置を講じられるよう強く要請します。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止について

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
- 地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効性のある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

2 騒音被害の実態把握及び必要な対策の実施について

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機着陸訓練（FCLP）を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を使用しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練（CQ）については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間（6:30～23:00）を厳守すること。

3 自治体への財政措置の拡充について

- 訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。

4 航空機の安全対策の徹底について

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性のある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。